

目 次

○ 提言の要約	1
○ 現状と課題	2
○ 提言1	6
○ 提言2	8
○ 提言3	11

【提言の要約】

「生活型公害への対応について」～すぐに行動・地域円満～

現 状

- 公害問題は、「産業型公害」から「生活型公害（都市型公害）」に変化している。いわゆる近隣生活トラブルとも呼ばれ、小規模で相隣関係に関わる紛争が多くみられる。
- 生活型公害の代表例は、犬猫の鳴き声、クーラーやピアノの音（騒音）、空き地の雑草、深夜のコンビニ周辺の騒音、野焼きなどさまざまである。
- 市の公害担当部局には、こうした苦情が多く寄せられるが、法律上の限界（基準値を超えないレベルの苦情では、規制根拠がない）や民間同士の話ということもあり、十分な対応ができない状況にあり（消極的姿勢）、相談者の満足度も低い。

課 題

- ① 行政は生活型公害に対しどこまで介入すればよいか。
- ② 生活型公害は初期の対応が大切だが、最初から一歩引いた対応をすることにより、問題がこじれるケースも多い。
- ③ 条例等によって全ての生活型公害を規制するのは難しい。罰則規定を盛り込まなければ、トラブル実効性は乏しい。
- ④ 生活型公害を扱う専門家や専門機関がほとんど存在しない。

目 標

- 生活型公害の対応は行政の問題だと市が認識し、話し合いに関わりながら調整に努め、行政の窓口だけで対応できないケースについては、適切な対処先を紹介する。
- 生活型公害の問題解決には、決め手となる手立てはない。複数の解決策を示すことにより、結果として少しでもトラブルの解決につながる糸口を見つける。

提 言

【提言1】

行政対応のあり方を再構築

- 行政の役割の再確認（条例に明記）
 - 職員の意識改革
 - 庁内横断的組織「トラブルバスターズ」を編成
- 生活型公害を地域の問題としてとらえて、行政でできる調整や対策を示す。また庁内横断的な職員チームを立ち上げ、解決方法を探る。

【提言2】

生活型公害の調停機関の設置

■ 近隣トラブル対応センターの設置

初期対応では解決に至らなかった案件については、生活型公害対応の専門機関を設置し解決を目指す。組織は自治体が設立。運営は専門職員や地域の代表、ボランティア等が担う。

【提言3】

条例を制定し、トラブルの発生を抑止

■ 「〇〇市生活環境をよくする条例」の制定

市、事業者及び市民の役割やルールを明確に示す理念条例。罰則規定は設けない。